

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 9 月 3 日現在

機関番号：12102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K13172

研究課題名(和文) 新たな学校ガバナンスにおける「教育の専門性」の再定位

研究課題名(英文) Reconsideration of the Position of "Professionalism of Education" in New School Governance

研究代表者

濱田 博文 (HAMADA, Hirofumi)

筑波大学・人間系・教授

研究者番号：20212152

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：日米英で進められている学校ガバナンス改革では「教職の専門性」が相対化されており、非教職の様々な人々が学校運営に正式に参加するようになった。その典型的な事例としてコミュニティ・スクールと「官民一体型学校」について関係者のインタビュー調査を実施した結果、住民は必ずしも「教職の専門性」に疑義を呈している実態はみられないものの、教師自身は「教職の専門性」への確固たる自信を維持しているとは言えない実態が見出された。つまり、直ちに「教職の劣位化」の発生とは言えないが、「教育の専門性」との間で「教職の専門性」が揺らぎを抱えていることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：There are two main findings of the study. First, the non-teaching actors are likely to stay away from the field of teaching expertise, and there is the possibility that the "Professionalism of Teaching" would not be perceived as inferior. However, the second finding is that teachers' awareness of "Professionalism of Teaching" may tend to focus too narrowly on minor issues. Thus, we should focus on the distance between "Professionalism of Education" and "Professionalism of Teaching," which are occurring in the governing process of public schools and communities.

研究分野：教育経営学

キーワード：教育の専門性 教職の専門性 学校ガバナンス 教職の劣位化 官民一体型学校 コミュニティ・スクール 非「教職の専門性」

1. 研究開始当初の背景

1990年代末以降、日本の学校ガバナンス改革が本格化した。「ガバナンス (governance)」とは、公的事業の提供主体を官 = 政府 (government) の専有から民 = 非政府アクター (住民、企業、NPO 等) に開放して「民による共同統治」のもとに置くことを含意する。日本の改革は、(a) 学校評議員制 (2000年) や地域運営学校 (2004年) にみられる保護者・地域住民の学校運営参加、(b) 学校管理職への「民間人」登用、(c) 地方教育行政における首長権限の強化 (2014年) 等を支柱とする。ここには、「公-私」「官-民」「専門家-非専門家」「内部-外部」「非営利-営利」など微妙に異なる多様な論点が内在するが、いずれも公教育経営における「教育の非専門性」の優位化を指向する。政治学界では当初、「ガバメントからガバナンスへ」の制度転換が関心を集めたが、近年では「ガバナンスの失敗」もありうること (岩崎正洋編著、『ガバナンス論の現在』勁草書房、2011年) 多様なアクターによる「ガバニング・プロセス (governing process)」の質が鍵であることが明らかになっている (山本啓編『ローカル・ガバメントとローカル・ガバナンス』法政大学出版局、2008年など)。教育学界では、学校運営協議会での保護者参加の内実 (仲田康一「学校運営協議会による保護者啓発の論理と帰結」『教育学研究』78(4)、2011年) や「民間人校長」の効果等 (苅谷剛彦ほか『杉並区立「和田中」の学校改革』岩波書店、2008年) は追究されたものの、「教育の専門性」の位置づけへの関心は高くない。昨今の学校批判は「教育の専門性」の正統性を否定する圧力さえ有する。しかし、学校が「民による共同統治」の下にあるなら、「教育の専門性」はむしろ重要度を増す。地域運営学校の増大、「公設民営学校」の制度化などが進みつつある今、新たな学校ガバナンスにおいて「教育の専門性」をどう定位すべきかは教育の質保証に不可欠の課題である。研究代表者等が明らかにした米国の学校認証評価の現代的展開は教育専門家の同業者評価を重視する動向を示しており、その理論と実態は重要な示唆を含む可能性がある (『アメリカにおける学校認証評価の現代的展開』東信堂、2014年)。

2. 研究の目的

本研究は、近年の日本の教育改革論議と学校ガバナンス改革において「教育の専門性」が劣位に置かれていることの問題性に着目し、新たに構築されるべき学校ガバナンスにおけるその再定位のあり方を、日米比較の視点をもって理論的・実証的に追究することを目的とする。今日の学校ガバナンス改革では、学校の意思決定や評価等において「教育の非専門性」が「教育の専門性」を凌駕する傾向を強めている。だが「民による共同統治」の中ではむしろ、「教育の専門性」が正統化さ

れて明確に位置づけられる必要がある。よって新たな学校ガバナンスにおけるその再定位をめざす。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するために、次の研究課題を設定した。

- (1) 日本および米国の学校ガバナンス改革に関する政策・研究文献を収集・整理し、「教育の専門性」がどのように位置づけられ論じられてきたかを分析し、考察枠組を検討した。
- (2) 日本における学校ガバナンス改革を象徴する施策としてコミュニティ・スクールと「官民一体型学校」という2つの施策事例をとりあげ、その実態において「教育の専門性」と「教職の専門性」がどのような関係をとっているか明らかにする。そのために、各事例の現地において関係者に対するインタビュー調査と参与観察調査を実施した。
- (3) 日本における学校ガバナンス改革の事例に対して学校教員自身自身がどのような受けとめ方をしているか、その認識を明らかにする。そのために、小学校教員を対象として小グループによる座談会形式の調査を実施した。
- (4) 以上の研究を通して、学校ガバナンス改革のもとで「教育の専門性」にどのような変化が生じているのか/いないのかを考察し、新たな学校ガバナンスにおける「教育の専門性」の再定位をおこなう。

4. 研究成果

- (1) 学校ガバナンスにおける「教育の専門性」「教職の専門性」

コミュニティ・スクールと「官民一体型学校」という2つの施策の事例検討は、日本の学校ガバナンス改革の状況に照らすと特殊性を持つ内容を含むものの、多様なアクターが積極的に学校に関与する状態は現出しており多面的な示唆を与えてくれた。二事例を横断的に考察して浮上する論点として二点を挙げることができる。

第一は、学校ガバナンスの組織過程での「教職の専門性」劣位化の不発生可能性である。「官民一体型学校」とC学園コミュニティ・スクールの取組はいずれも、施策の表面的内容・導入時の経緯において、非「教職」アクターの参画の正統化、それに連なる「教職の専門性」劣位化の可能性が潜在しうると解された。しかしながら、実際の組織過程の考察では、直接的な劣位化を示す内容は確認できず、むしろ「教職の専門性」内容への立ち入りを回避する意識傾向または制度運用 (政策の屈折/周辺化可能性) を指摘した。そのメカニズムについては、アクター間の意識・行動 (専門職への判断委任あるいは不確実な教育的営為ゆえの「教職の専門性」承認) ガバメントの機能の両面から検討したが、今後さらに詳細な解題の可能性と必要性を指摘できる。

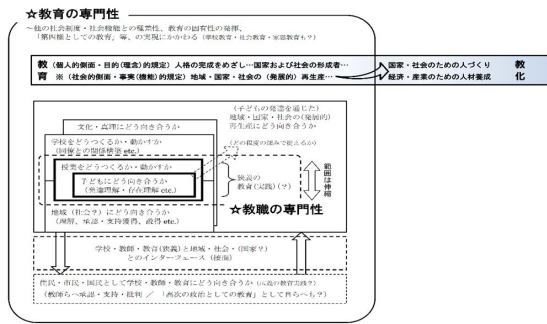


図1 「教育の専門性」「教職の専門性」を捉える図式

そして第二は、学校ガバナンスにおける「教育の専門性」「教職の専門性」の距離の解題についての課題提示といえる。事例検討では、それぞれに態様は異なりながらも、「教職の専門性」劣位化の不発生と同時に、教員に意識される「教職の専門性」の「矮小化」の可能性が意識された。そして、その「矮小化」は、二事例の個別学校次元のガバナンスにおいて立ち現れた「教育」概念の拡張状況に照らして課題性が意識された。

ここに、学校ガバナンスで生じうる「教育の専門性」「教職の専門性」の距離を問う必要性が浮上する。本稿の事例研究では、新たな「教育の専門性」の確信的な定位には至らなかったものの、その契機と位置づけうる「教育」概念の拡張状況(「官民一体型学校」: 顔が見える関係での教育・学校を拠点とした地域活性化、C学園: 「当事者意識」の下での地域を支えるリーダーとなる人材育成)を観察できた。これらを解釈する過程で、我々は学校における「教育の専門性」「教職の専門性」を捉える図式を、図1のように仮設的に整理した。

本図式の要点を簡潔に説明するならば、「公教育を計画、運営、実施、評価するために必要な、教育(教育行政、学校経営、教育実践)に関する固有の見識・知識・技能」(「問題の所在」と冒頭で定義した「教育の専門性」が、

「子どもにどう向き合うか」から「地域・国家・社会の(発展的)再生産にどう向き合うか」の複数の位相(さらなる位相設定の可能性を除外しない)で捉えうること、そのような捉え方自体は現在までの教育言説が広く示してきたものの、学校ガバナンス実践のなかであらためて問い直される(「教育」概念の拡張をその契機とみる)こと、と整理できる。

このとき「教職の専門性」は、その範囲を伸縮しうるものと捉えられるが、本研究の事例研究においては、その範囲が狭義の教育実践・技術レベルに限定化され、そしてその深度が浅い傾向があることに課題可能性を見た。これについては、学校ガバナンスにおける非「教職」(例えば「国や地域の発展可能性部分」と「教職」(「子どもと向き合う部

分)」の分配と積極的に解釈する視点、「教職の専門性」拡張可能性から学校ガバナンスを批判的に捉える視点を想定しうるが、未だ結論は見いだせない。本研究では、新たな学校ガバナンスの展開と関わる「教育の専門性」「教職の専門性」のズレの構図の提示とその探究の重要性の指摘を、研究上の到達点と捉えたい。

(2) ガバナンス改革における「教育」概念のとらえ直し

近年、「教育」概念そのものを捉え直す動きが活発である。例えば、岩波講座による講座本『教育の再定義』(2016)は、戦後教育の歴史を3つの段階(第1段階: 戦後改革期～1960年代、第2段階: 1970年代～1990年代、第3段階: 1990年代後半～)に整理し、第三段階に位置する現在で展開する幾多の教育改革は、「子どもや教師や親の声から出発するというよりも、政治、経済、マスメディアなどの外在的な力によって発せられ、教育の内在的な規範や実践を突き崩す」ものであり、虚偽性を理由に批判されてきた従来の教育とは異なる意味での教育の在り方を再構築する必要があると指摘している(小玉、2016, pp.1-2)。また、広田(2009)は、「現実社会の大きな変化によって、教育の目的の語り直しが教育学の外の人たちによってなされ、それが教育を大きく変化させてきた」(p.116)とし、その特徴について「ともかく、シロウト教育論が、十分な教育学的吟味も経ないまま、教育改革を強力に推し進めてきた」(p.118)と批判すると同時に、「社会の変動の中で教育目的論の練り直しが必要になってきたにもかかわらず、現代の教育学者は、実践的教育学の規範の部分に真正面から取り組むのを避けてきた。その空隙は、教育の実情をよく知らない外部者たちによって埋められてしま」(同上)い、その結果「経済や政治への教育の従属、という事態」(同上)が生じたとして、教育学(研究者)が抱える課題についても明らかにしている。

学校ガバナンス改革は、NPM や新自由主義といった改革手法・改革思想と高い親和性をもつ(例えば、大桃(2013)など)。そのような政策と専門性論議との接点について藤田(2016)は、1980年代以降の新自由主義的・新保守主義的な政策展開の影響について、「政策決定の基本的枠組みが中教審・文科省の主導から、必ずしも教育を主要課題としていない審議会や、学問的・実践的な専門性の点で疑問のある審議機関の主導へと転換」(p.18)した結果、「教育の専門性」が軽視・低下されるようになった、さらに2000年代半ば位以降は、専門性の偏り・歪みと呼ぶべき傾向が高まってきたと指摘している。二宮(2005)は、教育や福祉に関わる労働を「コミュニケーション労働」と位置づけ、1990年代以降の新自由主義的な改革を通じて、これらの労働が市場で売買されるサービス労働

と同様に扱われ、「教育・福祉に固有な専門性を大半無視・軽視することになる」(p.7)と批判した。このように、現代の教育改革、とりわけNPMや新自由主義と特徴づけられる教育改革については、教育そのものと教育を支えてきた専門性を脅かすものだと主張されてきた。

また、改革に対する教師の意識や感情に着目した研究もある。岩永ら(2002)は、学校教育情報の公開・開示、学校評議員制度、学校選択の3つの施策に対する教員の意識について、保護者・住民の学校教育への参加権を重視するのか、教職員の専門性を重視するのかという「正当性」の軸と、保護者・住民の声を有効なものとして捉えているのか、学校経営の不安定要因(ノイズ)として捉えているのかという「有効性」の軸を設定し、4象限であらわされるタイプ別に分析を行っている。その結果、保護者・地域住民の意見を聞いていくことについての抵抗感は小さいものの、学校運営に関わっては教職員に任せてほしいという意識が強いこと、そしてそのような意識が経験を積んだベテラン層により強く表れてくることを明らかにした。雲尾(2013)は、2000年以降の分権改革進展の中で、教職員が制度変更や職務に対してどのような感情を抱いていたのかについて、インタビュー調査をもとに明らかにした。分析によると、制度改革のなかでも教職員の感情の発露を促す改革とそうでない改革があり、前者については教員免許更新制や特別支援教育などがあったという。中でも興味深いことは、制度を詳しく知らない教職員の感情のほとんどが「消極的肯定」と説明される特徴を持っていたという点である。制度について意味内容を吟味したうえでの感情ではなく、「慣れてしまった」ことを理由にした感情として描かれている。また峰山(2012)は、評価政策の影響を分析する中で、いかにして教師がそのような改革と向き合いながら、新しい教育実践を生み出しているのかについて明らかにしている。そこでは、評価を子どもと共に豊かな実践・作品・パフォーマンスを創り出す過程に位置づけることで、心地よい厳しさを伴った「楽しさ」へと変換させている教師の姿が描かれている。改革側のロジックを自らの側に引き込む(政策を得意・興味のある側面に引きつけて意味解釈する)、いわば積極的意味づけという教師側の戦略的な対応様式が確認された。

以上のように、学校ガバナンス改革が「教育の専門性」にネガティブな影響を及ぼすものであるとの議論傾向が確認される。また、そのような改革に対する教師側の対処様式として、消極的肯定あるいは積極的意味づけと呼ぶべき意識・感情の特徴がみられることが明らかにされてきた。教師によるこれらの対処様式は、本研究の座談会調査の語りでも確認された。

(3)本研究における成果の整理

本研究グループは当初、教師を「教育の専門性」を担う中核的主体として位置づけると同時に、学校での意思決定場面において「教育の専門性」に支えられた教師の存在が、近年の学校ガバナンス改革の展開を通じて劣位に置かれていると想定した。すなわち、学校ガバナンス改革を通じて、非教職者にこそ意思決定過程におけるイニシアティブが与えられ、「教育」の専門職とされてきた教師は結果的に弱体化させられると考えた。事実、日米における教育政策や教育行政プロセスの検討を行った1年目の研究では、「教育の専門性」は次元の異なる様々なところからの影響下にさらされており、その中で多くの場合、後退させられたり、危機にさらされたりしているとの仮説的結論を得ている。このような帰結は、上述の先行研究の諸議論と共通する問題関心とあってよい。

しかし、より学校現場レベルでの意識変容に着目した2年目の研究成果からは、予想と異なる傾向が浮かび上がってきた。それは、学校ガバナンス改革の帰結としての「教育の専門性」の劣位化は、少なくとも教師の認識(実感)レベルでは生起していない、というべきものである。3年目の座談会調査においても、民間教育企業の学校教育への参入という学校ガバナンス改革に対して、意味のないものとして積極的に追いやろうとする態度や、学校や教師をめぐる現代的環境変化への必要性を伴った対応であると消極的ながらも受容しようとする意識が看取された。ここから、学校ガバナンス改革の進展と「教育の専門性」の影響関係、すなわち「教育の専門性」の再定位という課題について、いかなる視座が得られるか。これを考えるため、諸改革を通じていかに学校教育の供給主体が多様になったのかを整理した。

野平(2008)は、1990年以降の改革の特徴として、教職の専門職化(例えば、免許更新制や教職大学院の設置など、いわゆる「高度化」政策)と脱専門職化(特別免許状の創設、民間人校長の登用、評価システムの導入、学校評議員制、学校運営協議会制度、構造改革特区内での多様な供給主体による学校設置・運営など)を企図する政策とが同時展開し、結果として、専門職と素人との垣根が低くなり、専門職を専門職たらしめてきた「職業構造の変化における独自性の喪失(プロレタリア化)、および専門職としての中核的特性の喪失(脱専門職化)」という二重の変容(p.357)がもたらされたとしている。これを現在の政策展開と本研究の関心に引きつけるならば、脱専門職化の動向は、教育とは異なる領域の専門的職業を形づくっている「他専門性」への期待と、参加・参画・連携・協働といった理念に支えられながら教育に対する一般的感覚(特段の専門的知識・判断を必要としない=アマチュアリズム)としての「非専門性」が学校現場に公式化された

形で進入してくるという性質の異なる2つの動向として整理できた。

(4) 「教育の専門性」の再定位をめぐる論点
従来、「教育の専門性」、「教師の専門性」、「教職の専門性」といった概念は、相互の相違が十分に整理されることなく、教師の有する／教師を支える専門性(教師/教職の専門性)と「教育の専門性」を同義とする、あるいはオーバーラップさせるかたちで理解されてきた。また、「教育の専門性」の訳語は"educational expertise"、"educational professionalism"など、論者によって異なる。これは、学校教育における教育活動を支える専門的な知や技(expertise)とそれを担う専門職の存在(professionalism)が、教師を接点に不可分あるいは未整理のまま議論されてきたことを意味しているといえよう。ところが、今般の学校ガバナンス改革は、教職と他専門職・非専門職との連携・協働を政策目標として推し進めてきたことから、「教師の専門性=教育の専門性」という一体的図式の問いなおしを迫っている。これは、「教育の専門性」という概念について、「教育の専門性(educational expertise)」の意味内容を吟味することと、「教育の専門性(educational professionalism)」と他専門性・他専門職(他のプロフェッショナリズム)と非専門性・非専門職(アマチュアリズム)との影響関係あるいは力学関係を素描することを、一旦切り離し考察する必要性を提起する。なぜなら、「教育の専門性」の再定義(=教育の中身を問い直す)をめぐる課題であり、「教育の専門性」の再構築(=他の専門性等との関係を紡ぎ直す)をめぐる課題だからである。

学校ガバナンス改革が学校現場における「教育の専門性」に、他専門職の専門性(他専門性)そして民間の教育産業主体や保護者・地域住民らの一般的認識(非専門性)を内包する構造を生み出していることを踏まえたとき、「教育の専門性」は、他専門性や非専門性と教職の専門性との新たな関係性構築という位相と、教育という営みとそこに占める教職の果たす位置や役割の再定義を惹起するし、教職の専門性を構成する専門的知識や技術の再定義を求める(色の変化として表現)という位相それぞれでの変容/変容可能性と、それら総体としての変容/変容可能性を整理して分析する必要があるのではないか。

この観点から座談会の知見を改めて見直してみると次のように言えよう。他の教育産業や保護者・地域住民の学校現場への進入は、学校という場は教師以外の専門性(非専門性)も含み込みながら教育活動を進めていくことになるのだという現場における「教育の専門性」の再構築についての必要性認識(必要性実感)はあるものの、それが自身らの専門的知識や技術(expertise)の変容にまで

強い影響を及ぼす(再構築を迫る)ものではないという点で、脅かされる/劣位に置かれるという意識、つまり「教育の専門性」の再定義という意識には現時点において直結していない。しかし、座談会調査からは、授業や児童生徒との関係といった、教師自身の専門的知識や技術に直接的に関与する事柄、すなわち教育活動を自律的に生成するという教師の本分(コア)に関与する事柄になると、大きな抵抗感を抱くとともに進入はすぐさま侵入と受け止められ、劣位化されたという意識を惹起する可能性も示唆される。その意味で、他専門職や非専門職との新たな関係構築の必要性あるいはそれを前提にした教育活動・学校づくりの必要性という現状への対処として、学校現場における「教育の専門性」の意味や位置を再確認しようとする「ゆらぎ」は、「教育の専門性」の再定位をめぐって生じていると指摘することができよう(例えば、それは保護者や世間一般からの評価に対するまなざしについての語りにも表れている)。したがって、「教育の専門性」は、多様な関係性の中で(脱)構築され、意味付け直されつづける概念として再定位される必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

- (1) 浜田博文・安藤知子・山下晃一・加藤崇英・大野裕己・高谷哲也・照屋翔大・朝倉雅史・高野貴大「新たな学校ガバナンスにおける『教育の専門性』の再定位 武雄市『官民一体型学校』とB市『コミュニティ・スクール』の事例分析」『筑波大学教育学系論集』42(2), 2018, 45-71頁(査読有)
- (2) 山下晃一「大阪府公立高等学校入学者選抜制度の変更過程にみる教育専門性の劣位化 調査書評定への利用を前提とした『中学生チャレンジテスト』導入をめぐる政策過程」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11(1), 2017, 107-116頁(査読無)
- (3) 浜田博文「日本における中等学校教員養成のための制度とプログラムの現状 大学における『教員養成のための教科内容に関する知識』をめぐる問題」『学校経営学論集』5, 筑波大学学校経営学研究会, 2017, 1-13頁(査読無)
- (4) 浜田博文「ガバナンス改革における教職の位置と『教員育成指標』をめぐる問題」『日本教師教育学会年報』26, 2017, 46-55頁(査読有)
- (5) 照屋翔大「アメリカにおける『教育の専門性』をめぐる現状と課題 NBPTSによる優秀教員資格認定の取り組みに着目して」『日本教育経営学会紀要』59, 2017(査読有)
- (6) 加藤崇英「『チーム学校』論議のねらいと射程」『学校経営研究』41, 2016, 1-19頁(査読無)

(7) 浜田博文「公教育の変貌に応えうる学校組織論の再構成へ『教職の専門性』の揺らぎに着目して」『日本教育経営学会紀要』58、2016、36-47頁(査読有)

〔学会発表〕(計6件)

(1) 浜田博文・安藤知子・山下晃一・加藤崇英・大野裕己・高谷哲也・照屋翔大・朝倉雅史・高野貴大, 「新たな学校ガバナンスにおける「教育の専門性」の再定位(3)」, 日本教育経営学会第58回大会(鳴門教育大学), 2018年6月10日

(2) Hirofumi Hamada, "Educational Governance Reform and School Leadership Development in Japan," International Conference on "Educational Governance and School Reform: System Change and School Effectiveness," ECNU in Shanghai, China, December 2, 2017 (招待講演)

(3) 浜田博文・安藤知子・山下晃一・加藤崇英・大野裕己・高谷哲也・照屋翔大・朝倉雅史・高野貴大, 「新たな学校ガバナンスにおける「教育の専門性」の再定位(2)」, 日本教育経営学会第57回大会(茨城大学), 2017年6月10日

(4) 浜田博文「教員養成改革と教育学研究者養成」, 公開シンポジウム「中教審答申で教師教育はどう変わるか?」早稲田大学小野記念講堂、日本教師教育学会/早稲田大学教育・総合科学学術院共催, 2016年12月4日

(5) Hirofumi Hamada, "Current System and Problems for Pre-service Training of Secondary Teachers in Japan: Issues of "Content Knowledge of Teachers" in College Program," Keynote Speech, the 4th International Conference on Teacher Education, at National Taiwan University in Taipei, October 21st, 2016 (招待講演)

(6) 浜田博文・安藤知子・山下晃一・加藤崇英・大野裕己・高谷哲也・照屋翔大・朝倉雅史・高野貴大, 「新たな学校ガバナンスにおける「教育の専門性」の再定位(1)」, 日本教育経営学会第56回大会(京都教育大学), 2016年6月11日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

濱田 博文(Hirofumi Hamada) 筑波大学・人間系・教授
研究者番号: 20212152

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

安藤 知子(Tomoko Ando) 上越教育大学・学校教育研究科・教授
研究者番号: 70303196
山下 晃一(Koichi Yamashita) 神戸大学・人間発達環境学研究科・准教授
研究者番号: 80324987

加藤 崇英(Takahide Kato) 茨城大学・教育学研究科・准教授

研究者番号: 30344782

大野 裕己(Yasuki Ohno) 滋賀大学・教育学研究科・教授

研究者番号: 60335403

高谷 哲也(Tetsuya Takatani) 鹿児島大学・教育学部・准教授

研究者番号: 00464595

照屋 翔大(Shota Teruya) 茨城大学・教育学研究科・准教授

研究者番号: 90595737

朝倉 雅史(Masashi Asakura) 早稲田大学・グローバルエディケーションセンター・助教

研究者番号

50758117

(4) 研究協力者

高野 貴大(Takahiro Takano) 筑波大学大学院・院生、日本学術振興会特別研究員